

当薬局の行っているサービスについて

調剤基本料に関する事項

○調剤基本料 1

当薬局は調剤基本料1の施設基準に適合する薬局です。

後発医薬品調剤体制加算に関する事項

○後発医薬品体制加算2

後発医薬品調剤体制加算2の施設基準(直近3か月の後発医薬品の数量割合85%以上)に適合する薬局です。

調剤管理料・服薬管理指導料に関する事項

○調剤管理料

患者様やご家族等から収集した投薬歴、副作用歴、アレルギー歴、服薬状況等の情報、お薬手帳、医薬品リスク管理計画(RPM)、薬剤服用歴等に基づき、薬学的分析及び評価を行なった上で、患者さまごとに薬剤服用歴への記録や必要な薬学的管理を行っています。

○服用管理指導料

患者さまごとに作成した薬剤服用歴等に基づいて、処方された薬剤の重複投与、相互作用、薬物アレルギー等を確認した上で、薬剤情報提供文書により情報提供し、情報提供し、薬剤の服用に関し、基本的な説明を行っています。

薬剤服用歴等を参照しつつ、患者さまの服薬状況、服薬期間中の体調変化、残薬の状況等の情報を収集した上で、処方された薬剤の適正使用のために必要な説明を行っています。薬剤交付後においても、当該患者の服薬状況、服薬期間中の体調の変化等について、継続的な確認のため必要に応じて指導等を実施しています。

地域支援体制加算に関する事項

○地域支援体制加算 1

当薬局は以下の基準(体制基準)に適合する薬局です。

- ・1200品目以上の医薬品の備蓄 ・他の保険薬局に対する在庫状況の共有、医薬品の融通
- ・医療材料、衛生材料の供給体制 ・麻薬小売業の免許 ・当薬局で取り扱う医薬品にかかわる情報提供体制
- ・診療所、病院、訪問看護ステーションとの連携体制 ・保健医療、福祉サービス担当者との連携体制
- ・所定回数以上の在宅患者に対する薬学的管理、指導の実績

- ・在宅訪問に関する届け出、研修の実施、計画書の様式の整備や掲示等
- ・医薬品医療機器情報配信サービスの登録、情報収取 ・プレアボイド事例の把握、収集に関する取り組み
- ・副作用報告に関する手順書の作成、報告体制の整備 ・患者のプライバシーに配慮した服薬指導を実施する体制
- ・管理薬剤師の実務経験(薬局勤務5年以上、同一保険薬局に週32時間以上勤務かつ1年以上在籍
- ・薬学的管理指導に必要な体制、機能の整備(研修計画・受講等) ・かかりつけ薬剤師指導料等に係る届出
- ・要導医薬品、一般用医薬品の販売(48薬効群)、緊急避妊薬の備蓄
- ・健康相談、健康教室の取り組み 。地域内禁煙、喫煙器具やたばこ販売の禁止

在宅薬学総合加算に関する事項

○在宅薬学総合加算1

当薬局は以下の基準に適合する薬局です。

- ・在宅患者訪問薬剤指導を行う旨の届出 ・麻薬小売業の免許の取得
- ・緊急時等開局時間以外の時間における在宅業務に対応できる体制及び周知
- ・在宅業務に必要な研修計画の実施、外部の学術研修の受講 ・医療材料、衛生材料の供給体制
- ・在宅患者に対する薬学管理及び指導の実施(年24回以上)

医療 DX 推進体制整備加算に関する事項

○医療 DX 推進体制整加算

当薬局は以下の基準に適合する薬局です。

- ・オンラインによる調剤報酬の請求 ・オンライン資格確認を行う体制・活用
- ・電子処方箋により調剤する体制 ・電子薬歴による薬剤服用歴の管理体制
- ・電子カルテ情報共有サービスにより診療時情報を活用する体制
- ・マイナ保険証の利用率が一定割合以上 ・医療 DX 推進体制に関する掲示
- ・サイバーセキュリティの確保のために必要な措置

かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料に関する事項

○かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料

当薬局は以下の基準に適合する薬局です。

・保険薬剤師の経験3年以上の薬剤師が勤務 ・週32時間以上の勤務 ・当薬局へ1年以上の在籍

・研修認定薬剤師の取得 ・医療に係る地域活動(健康フェア等)への参画

患者さまの「かかりつけ薬剤師」として安心して薬を使用していただけるよう、複数の医療機関に係った場合でも処方箋をまとめて受け取ることで、使用している薬の情報を一元的・継続的に把握し、薬の飲み合わせの確認や説明を行ないます。

くま薬局

所在地 東京都中央区日本橋蛸殻町1-10-4 宮田ビル 1F

管理薬剤師 大橋 せつ子

TEL 03-5651-2161 FAX 03-5651-2162